

令和6年度第4回 水道事業及び下水道事業審議会 議事要旨

日 時	令和6年11月18日（月） 午前9時30分～11時10分	
場 所	安城市役所本庁舎3階 第10会議室	
出席者	委 員	齊藤由里恵会長、平山修久副会長 金丸久高委員、兵藤好洋委員、今泉学委員、相木孝啓委員、 岡田嘉子委員、菊智ゆき委員、沓名俊章委員
	事務局	上下水道部長、下水道課長、下水道課主幹、水道業務課長、 水道工務課長、水道工務課浄水管理事務所長及び下水道課、 水道業務課、水道工務課の課長補佐、係長、担当職員
	オブザーバー	有限責任監査法人トーマツ
次 第	1 会長あいさつ 2 議題 水道事業 適正な水道料金のあり方について	

【事務局】

安城市水道事業及び下水道事業審議会規則第4条において、会議は、委員の半数以上の出席が必要なこと、及び会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決することを規定しております。本日は半数以上の委員の皆様のご出席をいただいておりますので、有効に成立いたしますことをご報告させていただきます。

それでは次第に従いまして1の会長挨拶です。斎藤会長よりご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

1 会長あいさつ

【会長】

皆様おはようございます。中京大学の齊藤でございます。お忙しい中また早朝よりお集まりいただきましてありがとうございます。

今回は、今年度第4回目の審議会となります。

本日の議題ですが、水道事業から前回に引き続き、適正な水道料金のあり方について説明をいただく予定でございます。

水道料金につきましては、前回議論いただきまして、今後の水道事業の安定した経営や、安全安心を保つための設備投資をするうえで、料金改定が必要であること、また、その改定率は、平均改定率を15%が望ましいということをご理解ご承認いただきました。

本日は、その改定率を踏まえまして、料金体系というところでそれぞれにどのように負担を求めるのかといった点をご議論をいただければと思っております。

水道料金のあり方について、忌憚のないご意見をお願いできればと思います。また、事務局の説明でわからないところ、専門用語など馴染みがない言葉が多く出てきますので、そういった点がありましたら、遠慮なくご質問等いただければと思います。

委員の皆様、それぞれ幅広い見地から活発な意見を交わしていただければと思いますので、本日もどうぞよろしくお願いいたします。私からは以上でございます。

## 2 議題

### 水道事業

#### 適正な水道料金のあり方について

(事務局説明 資料1 ページから34 ページまで)

#### 【会長】

資料の前半部分、これまでの審議内容、水道料金体系の基本的な考え方、水道料金の決定のプロセスについてご説明をいただきました。

ご意見やご質問等がありましたら頂戴したいと思います。

#### 【委員】

資料19 ページの基本料金と水量料金の比率について、算定要領と安城市実績の数値に差がありますが、ここでいう算定要領の数値は、あくまで参考値という理解で良いのか、あまりにも乖離があった場合に指導等の対象となってしまうのかを教えてください。

#### 【事務局】

算定要領はマニュアルのようなものでして、必ずしもこの数値に合わせるものではありません。また、大きく乖離があっても指導等はありません。

基本料金は使用水量に関わらないため、安定的な財源となります。事業経営において、どの程度この安定財源を確保したいかを示すものになります。

安城市実績が示す基本料金比率30%というのは、県内の他団体と比較して平均値に近く、突出して多かったり少なかったりという状況ではないと認識しております。

#### 【委員】

資料16 ページの基本料金・水量料金の構成について、用途が一般用と公衆浴場用と臨時用とあるが、これらの基本料金は同一で、水量料金のみ異なるという理解で良いですか。

#### 【事務局】

その通りです。

**【委員】**

臨時用というのはどういった用途のものですか。

**【事務局】**

一時的に水道水を使用して、使用が終わったら水道メーターを撤去する場合に適用しています。例えば、工事用として何年か一定期間だけ水道水を使用して、工事が終了した後は間違いなく要らなくなるという、そのような水道メーターも年に数件ありますので、そういったケースを臨時用として取り扱っています。

**【委員】**

臨時用の量はあまり多くないということですね。

**【事務局】**

量でいいますと、例えば大きな工事で使用する場合は、相当の量を使用しますから、量の多い少ないは、案件ごとにより一概に言えないところになりますが、臨時用の件数としては、あまり多くないという認識で間違いありません。

**【委員】**

臨時用の件数は少力で、公衆浴場用の件数はないということなので、現状、基本的に用途は、一般用なのだと思います。

資料27ページの用途別料金の説明文では、生活用と業務・営業用などに分けて料金を変えることもあるようですが、今回、この用途区分は採用しないということですか。資料24ページの他団体の用途区分の表でも分かるように、生活用と業務・営業用という区分を採用しているところは名古屋市くらいなので、用途区分についてどのように整理しているのか教えてください。

**【事務局】**

今回の改定につきましては、現在の用途区分を踏襲していきたいと考えております。名古屋市が採用している用途区分に業務用がありますが、大口利用の契約者が相当数あることなど、これまでの背景を反映したものではないかと推察されます。

どの用途区分が正しいかということはありませんが、県内他団体の現況では、業務用の用途区分を採用している団体も少ないため、現在の用途区分のままとしたいと考えております。

【委員】

了解しました。最後にもう1つお願いします。

資料で比較対象とした団体として、名古屋市から美浜町まで7団体抽出されていますが、なぜこの7団体を選んだのか教えてください。

【事務局】

名古屋市はじめ直近で料金改正を行った団体を抽出しています。

近隣の刈谷市や知立市なども確認しましたが、現在、審議会等で検討中であり、動向が定まらない最中ですので、今回の資料からは除いています。

【委員】

ありがとうございます。私からは以上です。

【会長】

皆様、ご質問いかがでしょうか。

それでは、続けて後半をご説明いただいてもよろしいですか。

(事務局説明 資料35ページから47ページまで)

【会長】

説明いただいたのは、水道料金体系案ということで、料金改定の案を①から③までご提案いただきました。どれをとっても平均改定率は15%ということで、どれをとっても収入には差はなく、どのように基本料金と水量料金をご負担いただくかという提案となっております。

事務局としましては、案①が最適ではないかという説明でございました。

基本料金については、現行の口径別基本料金が県内他団体と比較しても、大きく差はないことから、口径別の負担割合は維持したいと考え、定率が望ましいのではないかと。水量料金については、使った水量が多くなればなるほど料金が高くなる逓増度というもの、昨今の料金改定の流れとしては引き下げていくというトレンドがありまして、逓増度を引き下げる仕組みとして、定額でどうかという内容の提案でした。

皆様におかれましては、説明のあった提案の具体的な内容であったり、案①から③の提案の他にも、違った考え方を取り入れるべきではないかといった様々な角度のご意見をいただければと思います。どなたからでも結構ですので、ご意見、ご質問ありましたら、どうぞよろしく願いいたします。

【委員】

資料45ページの他団体の改定内容のところ、豊田市や岡崎市などに合わせて、案①を提案されたと思いますが、案③のほうが納得を得られやすい考え方なのではないかと素朴に思いました。

水量料金の水量ごとの金額が、そもそもどのように決まっているのか。これによって、いくら出したらよいか、総合的に考えられるのかなと思うのですが。

**【事務局】**

過去の料金設定の経緯や、計算式に関する資料が残っていないため、今回については現状を踏襲しつつ、急激な変化をできるだけ少なく、市民の皆さんの理解を得やすい考え方で進めてまいりたいと考えております。

**【委員】**

詳しくは分かりませんが、水量料金が適正かどうかがよく分からない状態は、心配ではありませんか。

**【事務局】**

県内他団体の状況を調査いたしまして、安城市が突出して高かったり低かったりしていないのは確認しておりますので、その観点で妥当性はあると考えております。

**【委員】**

資料46ページの県内他団体の口径20mmの料金比較をしているが、他の口径でも比較した情報はいただけますか。

**【事務局】**

本会で示せるスライドが用意できておりませんが、他の口径でも、県内他団体と比較して高すぎたり、低すぎることはないことを確認しております。安城市は現在、他団体と比べて比較的安価な水準でございますので、今回改定させていただいて、経営の安定化を図りたいと考えております。

**【委員】**

資料38ページの案①の水量料金についてですが、10立方メートルまでが1.3倍の増加率となっていて、使用量が多くなると増加率は下がっていきます。使用水量の少ない方がどういう世帯なのか、全体でどれくらいかはわかりませんが、少ない使用水量の方が増加率が高いように見えてしまいます。

**【事務局】**

おっしゃる通り、使用水量の少ない方については、増加率が高くなっております。これは、これまで逡増度が大きく、たくさん使用される方に多く負担いただいていたという状況があったためであり、今回改定をもって若干解消していく考えであります。全体的には、基本料金と水量料金のバランスをとりながら、小口径であったり、使用水量の少ない方についても配慮した改定案としております。

#### 【委員】

前回では料金改定率15%と聞いていたので、一律に15%上げるのかなと思っていましたが、水量料金の方は定額ということで、定率1.15倍と定額15円とで同じ15なので、数字のマジックのように見えてしまいます。案①は、表だけを見ると、水量を抑えて上手く使っている人が、今回改定で多く上げられてしまうように見えてしまいますが、元々の単価の設定が、逡増度という考え方で、多く使う方が単価が高くなっていることなどを納得できるのか、説明の仕方を難しくしているように思います。

先ほど金額の根拠にあたる資料がないという話でしたが、日本水道協会とか様々参照されているものの中で、逡増度の考え方であったり、口径別や水量ごとの金額の考え方などを基本として、逡増度が大きすぎたのでは正しますよとか、多く使う方の負担が大きすぎたので多少均しましたという説明をしてもらえると理想的なのですが、難しいでしょうか。

#### 【事務局】

県内他団体と比較してバランスがとれていることは確認しております。一方、前回改定の際に口径13mmの水量料金を上げていないなど、改定内容の傾向が異なっていたり、算定要領上の計算をして、この金額になるというものでないということも認識しております。

また、算定要領につきましては、今回は参考として確認しておりますが、来年以降にこの算定要領が改定される見込みですので、次回改定では、新しい算定要領の内容をしっかりと反映させていきたいと考えております。今回改定につきましては現状をなるべく踏襲して急激な変化をなるべく少なくするという考え方で進めていきたいので、この提案内容をご理解いただければと思います。

#### 【委員】

私は、定額はある意味わかりやすく、水量料金を一律15円というのは反対ではないですが、表だけ見せられると、弱者に負担を求めているように見えてしまうので、それぞれ根拠があるといいかなというのは感じます。

資料43ページの各案の特徴のところ、案①案②は、「一般家庭への安価な料金設定の維持」と「多量使用者への負担軽減」を図れて、案③はそのままなので、負担格差

の緩和はないようですが、一般家庭の使用水量が少ないと考えれば、案③のほうが一般家庭にとっては嬉しいというふうになってしまいます。

「多量使用者への負担軽減」というのは、逓増度を下げることなのかなと思ってはいますが、現在の水道料金がこういう考え方で設定してますよという説明、どう計算して表現するかは分かりませんが、資料38ページの表だけを見ると、ちょっとそのように思ってしまうので、少し説明として考えていただくといいかなと思いました。

#### 【委員】

一般市民の感じることとして、資料43ページの各案の特徴をぱっと見たら、「どうして大量使用者の負担を軽減するんだろう」「使ったら使った分だけ払うものじゃないの」というイメージが最初に来てしまいます。案③に「使用者間の負担格差が緩和されない」と書いてあるが、たくさん使ってる人と、そうじゃない人の格差に対して、何か変化させる必要があるのか、一律にみんな一緒にしていく必要があるのか、という印象が強いです。説明の表現の問題だと思いますが、第一印象はとても大事だと思います。

これは、回答は必要ありませんが、電力など使っていくとポイントが貯まる仕組みがありますよね。そのような仕組みがあっても楽しいのかなと思いました。料金が上がっても料金が改定されても、少し楽しくなるというか、そのようなお楽しみが、市民にとってはちょっと嬉しいかもしれないです。以上です。

#### 【事務局】

補足させていただきます。

逓増度についての考え方ですが、元々多量に使ってもらう人に多くの負担を強いていた時代、人口がどんどん増えていって、それに追いつくように水道施設を拡張している時期は、施設の整備が追いつかない状況の中で、節水をしてもらわないと水不足になってしまうという危険性から、当時は、節水意識を促すという意味で、たくさん使ってもらう人にはなるべくたくさんのお金をいただいて、施設整備と需要のバランスをとろうという目的をもって、逓増度という考え方が生まれてきたと考えています。

ただ、人口減少の時代がもう始まっておりまして、かといって施設を縮小するわけにいかない中では、どちらかというとな施設の余力というのが今後問題になってきますので、使った量に対して応分の負担をいただくという、1トン使ったら1トン分のお金を払ってもらうというのが本来だと思ってはおります。一方、今までの状況から一気に変えることはもちろんできません。

国の方も算定要領の見直しを行っていて、このような傾向は、全国どこでも起こっていますので、今回改定では、逓増度の見直しが一つポイントになるだろうという認識はしております。

水道事業の収入の安定化を図るには、逓増度は1に近いほうが良いので、全国的にそ

の方向にシフトしていくのだろうという情報がある中で、安城市は現在4.2ですが、今回改定でそこに少しでも近づけるために、増度の緩和を若干したというところでは。

もう1点、各区分ごとの料金体系、表記がわかりにくいというご質問もありましたが、比較しております各団体それぞれ、料金改定のタイミングが違っておまして、その時々、各団体ごとの状況に合わせた改定をしてきていますので、各団体ごとに変化が起こっている、バラバラな状況が今の段階では起こっています。

これにつきましても、現在、算定要領改定を行っておりますので、新しい基準が出てくればそこに合わせていきますが、増度に関する情報に比べて、そのあたりの情報があまり伝わってきていない状況ですので、あくまで現状をベースに考えたいというところでは。

増度に関しては、人口減少時代と国の動向を見て、緩和する方向にシフトした方が、次の改定のときにその方向性に合うのではないかと、一方、各区分ごとの料金に関しては、この先どうなるかわからない状況の中で、今回手をつけるよりは、現状をまずベースとして考えていきたいというところで、考え方を分けているというのが現在の状況でございます。

#### 【委員】

私は商店街の皆様との接触が多いので、私なりの意見になりますが、一言お伝えさせていただきます。

水道料金を引き上げていかざるを得ないのは当然だと思っております。各口径に応じて料金が異なるのは当たり前だと思いますし、その引き上げ方に対して、皆様疑問に思われている内容が、心配なことなのだと思います。

ただ、皆様、使用水量の少ない方の引き上げ率が高いイメージがすごく大きくなっているようですが、私は口径13mmの方たちの基本料金が安い感じがします。基本料金でいえば、13mmは690円に対して、商店街で多く使っていると思われる20mmは1,150円です。

商店街で使用する水量というのは、一般家庭の水量の倍以上になってくるところもあります。これまでのような水量料金のままですと、商店街にとっては負担が大きくなってしまいかと思うので、少しでもそのような負担が軽減される案①は、全体的に負担を平均してくれるのかなという感じがします。

#### 【事務局】

全体的なバランスということで、歴史的な経緯として、普及期には、体力や資金力のある大口利用者の方に多く負担していただく傾向があったのは事実と考えております。

そのような背景がありまして、昨今の料金改定においては、各団体が増度を緩和する方向に動いていると考えております。

また先ほどありました算定要領の改定ですが、業界関係の新聞や雑誌で記事が出てきております。まだ確定ではありませんが、記事にあります新しい考え方になるべく近づけるよう、今回提案させていただいております。

使用水量の少ない方の負担率は若干上がりますが、これまで安価で設定してきたと考えておりますので、少しバランスを取らせていただきたく、今回の提案とさせていただきます。

#### 【委員】

資料を3つ追加いただきたいです。

水道統計を見ましたが、安城市の給水収益が約27億円で、配水量が年間約1,976万立方メートルで、そのうち料金を得ているのが約1,934万立方メートルでいいですね。この配水量のうち、口径13mmの方にどれだけ給水しているのか、口径20mmの方にどれだけ給水しているのか、という口径別の内訳と、給水収益のうち、口径13mmの方にどれだけもらっているのか、口径20mmの方にどれだけもらっているのか、という口径別の内訳を見せていただければ、おそらく、口径100mmの方の使用量に対していただいている料金の割合は高いという結果が出てくると思います。

その表がないと、言葉として逡増度とか、口径の大きい方に多く負担していただいていたという状況が見えてこなくて、このまま説明を続けてもなかなか理解が進まないように思います。ですので、1つ目は口径別給水量の割合、2つ目は口径別収益の割合の資料を追加いただきたいです。

もう1つが、口径別で13mmか20mmを使ってる方が多いようですが、例えば口径13mmで1人世帯で10立方メートル使っている方の、現在払っている水道料金と改定後の水道料金がどうなるか、口径20mmで2人世帯で20立方メートル使っている方の、現在払っている水道料金と改定後の水道料金がどうなるか、という資料がないと、イメージがしにくいのかなと思います。

代表的な世帯のケースであったり、大口利用のケース、例えば、口径100mmの工場で100立方メートル使っているケースだと、現行だといくら、案①だといくら、案②だといくら、といった資料だと議論しやすいのかと思いますし、最終的には、市民に理解いただかないといけなくて、これが広報に使える資料になるのかなと思いますので、ぜひ追加いただきたいです。

#### 【事務局】

次回の審議会までに作成して、示せるようにいたします。

#### 【会長】

皆様からご意見をいただきました。

案①の事務局案に納得はするけれども、案③と比べたときにどうなのか、といった意見もありましたが、大方、案①にご理解はいただいているのかなと思いました。

今後の流れとして、本日の審議で、料金体系案までは決めて、次回に各水量などでどの程度の料金になるのかをシミュレーションしようかと思っておりましたが、委員がおっしゃるように、そのあたりの資料も出して、議論したほうが良いのではとご意見くださいました。

シミュレーションした料金ベースの表もありますが、この情報で1人歩きする状況はあまり好ましくないのかなと、十分な検討のうえで慎重に出していきたいところかと考えておりますが、事務局より説明いただけますか。

#### 【事務局】

(シミュレーションした料金ベースの表をスクリーンに表示して説明)

口径別に平均使用水量を算出して、案①案②案③でシミュレーションしたものになります。大口径で使用される方について、案③のケースでは負担が大きくなる傾向となっております。

#### 【会長】

もう一つ慎重にとお願いした理由としましては、金額で示したほうが良いのか、増加率で示したほうが良いのかによって、構造的にご理解いただけるか、印象に引っ張られてしまわないかを懸念して、しっかりと議論したいところと考えておりました。

先ほど事務局から説明がありましたが、これまでの料金体系が、大口の使用に対して負担を強いていたところがあると思います。

資料19ページで説明いただいたように、本来固定費に当たる部分を基本料金に、変動的な経費を水量料金にという考え方を基本としつつ、ただ、そのとおりの料金体系とすると、使用水量の少ない方に負担が大きくなってしまいますので、費用に対しての負担という考え方とすれば、一つの在り方ではあるのかなと思えます。

ただし、やはりこれをそのまま負担するのは難しいので、この負担を分け合うために、口径別で分けたり、水量料金の区分を設けていると。本来目指すべきところと、実際の料金体系には乖離があるのは確かですので、そこを変えていかないといけないという側面と、事務局からありましたとおり、節水を政策として推し進めていた時代から、今は施設を有効に活用していくため、水を使っていたいただきたい時代に変化しているところもあります。

口径別に着目すれば、例えば、大口径ですと相応のメンテナンスや工事も必要ですので、それに対する応分の負担を緻密に算出したりといったご意見もあろうかと思えますので、今後詳細に検討いただくところかと考えます。

まずは平均改定率15%というところを、基本料金では一律に賄えるよう定率で、水

量料金では、算定要領が明らかになっていない中ではありますが、逡増度を下げているという流れがありますので、次の改定も見据えて、ここで第1段階として逡増度を変えていくという方針かと思ひます。

ここは、案①をメインに検討する方針でご理解いただけますでしょうか。

#### 【委員】

個人的な意見で、繰り返しになってしまひますが、私は案①が妥当なのかなと思ひています。

#### 【会長】

ありがとうございます。

資料43ページの各案の特徴のところ、「多量使用者への負担軽減」を図るといった文言が、市民に伝える段階においては誤解を招くのではないかと、といったご意見があったかと思ひます。また、現在の料金体系が妥当なのかどうかといったご指摘や、追加資料の提示を求める声もありましたので、そのあたり円滑に議論するための十分な説明が必要ではないかと思ひます。

ただ、案③でいきますと、その次の料金改定の際に、使用水量の少ない方に一気に負担をかけることになりかねませんし、激変を避けたいという意味では、水道事業者として重要な視点となるかと思われまひますので、今回用意できませんでした十分な説明という部分を今後準備させていただきつつ、本日ある程度決めておきたいので、今後シミュレーションする上では、案①を大まかにはご理解いただいているということで、前に進めていくということではいかがでしょうか。

委員の皆様におかれまひては、このような説明や資料が必要では、といったご意見がありましたら、事務局までご連絡いただけたらと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

#### 【委員】

定額は「市民みんなを支えまひょう」、定率は「みんな同じように上げまひょう」という考え方で、案①はその両方を組み合わせたものとも考えられると思ひんですけど、案①から③にない、基本料金を定額、水量料金を定率とした組み合わせは、難しいのでしょうか。その組み合わせを検討していないようだと思ひないのかなと思ひまひて。

#### 【事務局】

おっしゃる組み合わせでも検討をしております。そのケースですと、小口径を使用している方や使用水量の少ない方に、一層大きく負担をかけることが分かっていたので、組み合わせとしては、案①のみ提示させていただきました。

**【会長】**

繰り返しにはなりますが、案①を基本に今後シミュレーションしていただき、皆様からご意見のありました、現在の料金体系の妥当性を示す根拠であったり、増度を下げていくことを説明できる資料、追加で依頼のありました資料などをまとめていただき、ベストとは言い切れずとも、案①がベターな選択肢になるだろうことを、もう一度ご説明いただければと思います。

本日は議論をし尽くすところまで至らなかったかも知れませんが、次回審議に向けていろいろ準備いただきますので、委員の皆様には、引き続きご意見いただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

**【事務局】**

本日予定しておりました内容はこれで全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和6年度第4回安城市水道事業及び下水道事業審議会を終了いたします。なお、次回の審議会は令和7年1月22日水曜日です。よろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

終了 11:10